

児童生徒の学びの保障のための教材や学習動画の作成・活用に当たっ  
ての留意事項をまとめましたので、連絡いたします。

事務連絡  
令和2年5月8日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課  
教育課程課  
文化 序著作権課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育のための  
教材や学習動画の作成・活用に当たっての留意事項について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」において全国が対象地域に指定され、学校における臨時休業の実施状況は9割を超えています。この状況において、学校に登校できない児童生徒の学びを保障するために、多くの教育委員会や学校等において、ICT等を活用した学習動画の作成・配信等に取り組んでいただいていると承知しております。

今般、令和2年4月24日付「平成30年改正著作権法による「授業目的公衆送信補償金制度」の施行について（通知）」において連絡したとおり、権利者団体の皆様の協力を得て、「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号）による「授業目的公衆送信補償金制度」が、4月28日から施行されましたが、学校等において授業を担当する者ではなく教育委員会が主体となり教材や学習動画を作成し、域内の児童生徒に配信する場合は、当該制度の対象外となるため、教科書等の著作物を直接利用して教材や学習動画を作成する場合には、原則として権利者の許諾を得ることが必要となります。

教育委員会が主体となり教材や学習動画を作成する際には、著作権に配慮し、基本的に、引用の範囲で著作物の内容を基に教材や指導内容を構成するなど工夫していただくようご留意ください。

なお、別添の「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学びの保障のためのICTを活用した著作物の円滑な利用のための対応について」（令和2年5月7日付事務連絡）等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間中の学習のための教科書及び教科書に掲載された個々の著作物の利用について、利用主体が教育委員会となること以外は授業目的公衆送信補償金制度の要件（※）を満たす利用を行う場合には、著作権者において、格別の配慮が行われている場合があります。教育委員会における教材や学習動画の作成等に際して、引用の範囲を超えた著作物の利用が必要な場合には、関係の著作権等管理事業者等にお問い合わせください。また、利用に当たっては、学校の臨時休業等の措置が終了し、学校における教育活動が通常どおりに実施できる状況になった学校に対しては、各教育委員会からの動画配信は停止する等、著作権者の利益を不当に害するような利用が行われないよう配慮してください。

各都道府県教育委員会におかれては、本件について、速やかに域内市町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

(※) 詳細は、「改正著作権法第35条運用指針」(令和2年(2020)年度版)(令和2年4月16日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム)(<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>)を参照

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

教科書課企画係

電話：03-6734-2576

E-mail：kyokasyo@mext.go.jp

教育課程課教育課程企画室企画係

電話：03-5253-4111 (内線 2368)

E-mail：kyokyo@mext.go.jp

文化庁

著作権課管理係

電話：03-5253-4111 (内線 2847)

E-mail：ckanri@mext.go.jp

事務連絡  
令和2年5月7日

関係する著作権等管理事業者 御中

文部科学省初等中等教育局  
教科書課  
教育課程課  
情報教育・外国語教育課  
文化庁  
著作権課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の学びの保障のための ICT を活用した著作物の円滑な利用のための対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条の規定に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」において全国が対象地域に指定され、学校における臨時休業の実施状況は9割を超えています。この状況において、学校に登校できない児童生徒の学びを保障するために、多くの教育委員会や学校等において、学習動画を作成して配信する等、ICT等を活用した遠隔指導等に取り組みされており、その際に、著作権が及ぶ著作物の利用に係る需要も高くなっているところです。

こうした状況に対応するため、権利者団体の皆様の協力を得て、「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号）による「授業目的公衆送信補償金制度」（以下「本制度」という。）を、当初の予定を早めて4月28日から施行しており、これにより遠隔指導等における著作物利用が円滑化されることとなります。

一方で、現時点では、各教員が学習動画等を作成・配信するノウハウは十分になく、各学校において設備環境が必ずしも整っていないことから迅速な対応が困難な状況にあり、地域全体における臨時休業が相当期間にわたって継続する中で、教育委員会が責任を持って、臨時休業中の学びを支えることを目的とした学習動画の作成・配信を広域的かつ迅速に行う必要性が高まってきています。

この点、教育委員会が主体となって学習動画の作成・配信を行う場合は、本制度の対象外であり、原則として個別に権利者の許諾を得る必要がありますが、前述のような新型コロナウイルス感染症の流行に伴う教育現場の状況等に鑑み、① 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」等を受けて、学校の臨時休業等の措置が行われており、個々の学校にお

る教育活動の実施が困難と認められる期間中に、②教育委員会が主体となって学習動画を作成し、域内の児童生徒に限定して配信する場合には、③教科書及び教科書に収録された個々の著作物を、④利用主体が教育委員会となること以外は、本制度（著作権法第 35 条第 1 項）の要件（※）を満たして利用することについて、格別の御配慮をいただきますよう、お願いします。

なお、この内容については、学校の臨時休業等の措置が終了し、学校における教育活動が通常どおりに実施できる状況になった学校に対しては、各教育委員会からの動画配信は停止するよう教育委員会に対して適切に周知を行う等、著作権者の利益を不当に害するような利用が行われないう、努めてまいります。

(※) 詳細は、「改正著作権法第 35 条運用指針」(令和 2 年 (2020) 年度版) (令和 2 年 4 月 16 日 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム) (<https://forum.sartras.or.jp/info/004/>) を参照

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係

電話：03-6734-2576

E-mail：kyokasyo@mext.go.jp

文部科学省教育課程課教育課程企画室企画係

電話：03-5253-4111 (内線 2368)

E-mail：kyokyo@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課  
企画係

電話：03-5253-4111 (内線 2085)

E-mail：jogai@mext.go.jp

文化庁著作権課管理係

TEL：03-5253-4111 (内線 2847)

E-mail：ckanri@mext.go.jp